

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和三年度答申第二号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和三年十二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（自然環境課）

諮問日：令和2年6月29日

（令和2年度諮問第3号）

答申日：令和3年6月30日

（令和3年度答申第2号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和元年8月3日付けで審査請求人から提起のあった、広島県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った狩猟免許の効力停止処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は却下されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和2年6月18日付け元審理第59号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）2(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和2年6月29日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考えの理由

ア 認定事実

審理員意見書3に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書5に記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるか否かについて

(1) 審査請求人が、平成30年6月27日、A市B町において、銃器を使用してニホンジカを有害鳥獣として捕獲（射殺）したこと（以下「本件捕獲」という。）が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第38条第2項違反であるかどうかについて

本件処分は、審査請求人が法第38条第2項に違反したとして行われたものである。

法第38条第2項には、「住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。」と規定されている。住居集合地域等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の技術的助言とされている「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について」（平成30年5月29日環自野発第1805294号環境省自然環境局長通知）には、「具体的な箇所毎に常識的に判断すべきもの」、「市街というほど多数の人家が密集している場所だけでなく、田畑が混在するような場所であっても相当数の人家が集まっており、狩猟のため銃砲を発射することにより危険性が高い場合は、これに相当する。」と記載されている。

また、最高裁判所平成9年（あ）第1299号同12年2月24日第二小法廷判決では、人家と田畑が混在する地域内にあり、発射地点の周囲半径約200メートル以内に人家が約10軒あるなどの状況が認められる場所について、法の施行により廃止された鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第16条にいう「人家稠密ノ場所」に当たるとした原判決は相当であるとしている。

本件についてしてみると、本件捕獲が行われた場所は、人家と田畑が混在する地域であり、半径200メートル以内に少なくとも母屋が30軒、その他の建物が約40軒あることが認められる。

したがって、本件捕獲が行われた場所が住居集合地域等に該当し、審査請求人に法第38条第2項違反があったとする処分庁の判断に、違法又は不当な点はない。

(2) 審査請求人の主張について

ア 有害鳥獣捕獲の場合における銃器の使用に係る認識について

審査請求人は、有害鳥獣捕獲の場合は、A市から交付された従事者証（審査会注：審査請求人がA市の有害鳥獣捕獲班員として活動するに当たり、有効期限を平成30年4月1日から平成31年3月31日までとしてA市から交付された法第9条第8項の従事者証を指す。以下「本件従事者証」という。）にも記載されていたとおり、一定の条件に基づき細心の注意を払っていれば、どの場所でも銃器を使用してよいと認識していたと主張する。

本件従事者証には、「……法施行規則第7条第1項第7号で定められた場所での銃器の使用には、細心の注意を払うこと」と記載されており、また、審査請求人による違反行為発生時（平成30年6月）にA市から有害鳥獣捕獲班員に交付されていた平成30年5月24日付け鳥獣捕獲事業指示書には、「必要な法施行規則第7条第1項第7号の区域を含む。（法施行規則第7条第1項第7号で定

められた場所での銃器の使用には、細心の注意を払うこと。）」と記載されている。このことから、A市においては、必要な場合は、法施行規則第7条第1項第7号の区域において有害鳥獣の捕獲が可能であり、当該区域において有害鳥獣捕獲のために銃器を使用する場合は、細心の注意を払うよう指示がされていたことが認められる。

なお、法施行規則第7条第1項第7号の区域には、法第11条の狩猟可能区域以外の区域や公道などが含まれるものの、住居集合地域等は、含まれていない。

法第38条第2項の住居集合地域等における銃猟の禁止規定は、絶対的禁止事項と解されており、狩猟又は有害鳥獣捕獲の区別に関係なく、銃器を使用した鳥獣の捕獲全てに適用されるものである。

したがって、有害鳥獣の捕獲の場合には、住居集合地域等における銃器の使用が認められると解釈する余地はないから、審査請求人の「一定の条件に基づき細心の注意を払っていれば（有害鳥獣捕獲については）、どの場所でも銃器を使用してよいと認識していた」との主張は、全く根拠がなく、失当であり、仮に審査請求人がそのように誤って認識していたとしても、本件処分の当否に影響を与えることはない。

イ 行政が指導を怠っていたことなどについて

審査請求人は、多くの狩猟者も、前記アの審査請求人の認識と同様の解釈をしていたと思われるにもかかわらず、広島県やA市からは、明確な指導や説明は受けておらず、本件は、指導を徹底していなかった行政の怠慢が招いた事態であり、これまで指導を徹底していなかった広島県やA市には何の処分もなく、審査請求人だけが処分を受けるのは、納得できないなどと主張する。

(ア) 確かに、有害鳥獣捕獲の場合における住居集合地域等での銃器の使用に関して、審査請求人を始めとして、有害鳥獣捕獲班員の多くが「一定の条件のもと細心の注意を払っていれば（有害鳥獣捕獲については）どの場所でも銃器を使用してよい」といったような誤った理解をしていたことがうかがわれる状態であったといえなくもない。

(イ) 処分庁は、平成27年7月16日に平成27年度狩猟免許更新講習会を開催したが、審査請求人もこれに参加している。

処分庁は、当該講習会において、法第38条の規定による銃猟に係る狩猟者への一般的禁止事項を説明したことは認められるものの、有害鳥獣捕獲の場合における銃猟について確かに言及したかどうかは、定かでない。

(ウ) また、有害鳥獣捕獲班員への業務指示は、A市が行っていたことが認められるが、住居集合地域等での銃器の使用について、処分庁又はA市が審

査請求人を含む有害鳥獣捕獲班員に対し、特段の指導を行っていたとの事実は、明らかでない。さらに、本件捕獲が行われたことを受けて、処分庁やA市が猟友会などに銃器の使用に関する指導を行ったとの事情も認められる。

- (エ) しかしながら、法第38条第2項の規定は、前記アのとおり、銃器の使用に関する絶対的禁止事項であり、たとえ処分庁又は有害鳥獣捕獲の指示を行ったA市から、有害鳥獣捕獲の場合における住居集合地域等での銃器の使用に関して何らかの指導又は指示がなかったとしても、同項を遵守しなくてもよい、すなわち、同項に反して住居集合地域等で銃器を使用してもいいということには、決してならない。

前記(イ)及び(ウ)のとおり、銃器の使用に関する処分庁及びA市の指導が必ずしも十分であったとはいえないことがうかがえるが、こうした事情があったことや、処分庁又はA市に対し処分がなかったこと（又は何らかの処分がなされたこと）が、本件処分の違法性又は不当性の判断に影響を与えるものではない。

- ウ 地域の有害鳥獣による被害の実情について

審査請求人は、本件捕獲は、地域住民からの要望を受け行ったものであり、また、農作物や防護ネットなどの農業資材への被害を最小限に食い止めるための緊急避難として行ったものである旨主張する。

本件捕獲が行われたA市B町では、シカ等の有害鳥獣による農業被害に悩まされてきたという事情は認められるものの、このような事情や、地域住民からの直接の依頼があったことによって、住居集合地域等における銃器の使用が認められるという法令上の根拠は、見当たらない。

- エ 他県等における銃器の使用の事例について

審査請求人は、新潟県における工場内でクマを銃器によって射殺したといった事例を掲げ、本件処分は、承服しがたい旨主張する。

しかしながら、当該事例においては、人身被害が発生しており、人の生命に対する具体的危難が迫っていたことが認められること、また、処分庁によると、住居集合地域等における銃器の使用ではあるが、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条第1項の規定による警察官の命令に基づき行われたものであることから、本件と同列に論ずることはできない。

また、審査請求人は、東広島市においてクマが殺処分された事例も掲げているが、当該事例は、山中で捕獲されたクマを最終的に殺処分したものであり、住居集合地域等における有害鳥獣の捕獲とは異なるものであるから、こちらについても、本件と同列に論ずることはできない。

- オ よって、審査請求人のこれらの主張には、理由がない。

(3) 処分の程度について

前記(1)のとおり、審査請求人は、法第38条第2項に違反しており、一義的には、「狩猟免許等に係る不利益処分の指針」（平成25年3月25日付け環境県民局長通知によるもの。本件処分時に適用されたのは、平成26年1月6日改正後のもの。以下「不利益処分の指針」という。）3アの「狩猟免許の全部を取り消す場合」に該当する。

しかし、処分庁は、地域住民から審査請求人に対し直接捕獲依頼があり、審査請求人は、その希望を尊重し、周辺の安全を確認した上で発砲したこと、A市から銃器の使用に関する指導はなく、住居集合地域等における銃器の使用について誤った解釈をするに至ったことを情状として考慮し、不利益処分の指針4(1)bに該当すると判断して、処分の軽減を行うことを決定し、不利益処分の指針4(2)aの規定に基づき、本件処分を行っている。

こうしたことから、法第52条第2項第1号及び不利益処分の指針に基づき行われた本件処分に、違法又は不当な点はないと認められる。

(4) 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、これらの主張は、本件処分の違法性又は不当性の判断とは、関わりがない。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和2年6月29日）

2 第1回審議（令和3年4月19日）

本件審査請求に係る審議及び答申に向けた審議を行った。

3 第2回審議（令和3年6月30日）

答申案を検討し、答申を決議した。

第5 審査会の判断

1 理由

(1) 行審法第2条にいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、「当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」（最高裁判所昭和49年（行ツ）第99号同53年3月14日第三小法廷判決）ものと解されている。

(2) これを本件についてみると、本件処分による狩猟免許の効力停止期間は令和2年6月30日に満了しており、同日をもって本件処分の法的効果は消滅しているから、

審査請求人は、現時点では、本件処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者とはいえない。

すなわち、審査請求人は、本件処分が取り消された場合に回復すべき法律上の利益を有しないと認められる。

- (3) また、本件処分の効力が消滅した後も、なお本件処分を理由に審査請求人を不利益に取り扱い得ることを認めた法令等の規定は、存在しない。
- (4) したがって、審査請求人は、本件処分について審査請求をする法律上の利益を有する者とは認められない。
- (5) よって、審査請求人の本件審査請求は、不適法である。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行審法第45条第1項の規定により却下されるべきである。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	近	藤	い	ずみ
委員	折	橋	洋	介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。